



長野県報

4月21日(月)
平成26年
(2014年)
第2566号

目次

告示

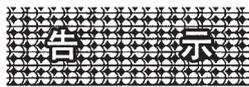
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課) 1
- 公共測量の終了(建設政策課) 2

公告

- 土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課) 2
- 土地収用法施行令に基づく公示による通知(地域振興課) 3

正誤

- (情報公開・法務課) 3
- (都市・まちづくり課) 3
- (生活安全企画課) 3



告示

長野県告示第238号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年4月21日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市八坂字廻り免2715の2、2720、字金田畑2716から2719まで、字欠ノ下2724から2730まで、字小家場下2731、2732のイ、2732のロ、2733のイ、2733のロ、2734、2735のイ、2736のイ、字宮うら6210、6211、6213、6216、6218、字平沢9039、9045から9047まで、9051から9053まで、9055、9057、9058のイ、9058のロ、9060の1、9060の2、9110の1、9110の3、9442の1、9442の3、9450、9456のイ、9456のロ、9456のハ、字見エヌ口9096、9098、9100、字二手の沢9101
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第239号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年4月21日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町字和合1118のイ、1120のイ、1120のロ、字西條482の1、482の2、856の1、857から859まで、903の1、904の1、906の1、906の5、1013の1、1013の18、1013の19、2483の1、2483の11、2483の12、2483の17、2483の18、2555の1、字東條6の378、6の630、6の631、19の13から19の15まで
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字和合1118のイ・1120のイ・1120のロ(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字西條482の1、482の2、856の1、857から859まで、字東條6の378、6の630、6の631
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第240号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年4月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡木島平村大字往郷字板入5388の1から5388の3まで、5388のハ、5389、5390のロ、5391の1
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第241号

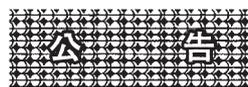
千曲市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年4月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(数値図化 地図情報レベル2500)
- 2 作業期間
平成25年9月4日から平成26年3月17日まで
- 3 作業地域
千曲市

建設政策課



公告

立科土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年4月21日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

理事

就任

氏名	住所
高橋 一 富	北佐久郡立科町大字塩沢786番地
六川 利 一	北佐久郡立科町大字塩沢1169番地
柄澤 和 幸	東御市大日向440番地11
大島 豊	北佐久郡立科町大字芦田1825番地
棚岡 信 幸	北佐久郡立科町大字芦田3578番地
小宮山 多喜夫	北佐久郡立科町大字牛鹿1157番地
中澤 孝 雄	北佐久郡立科町大字牛鹿2191番地
榎野 芳 夫	北佐久郡立科町大字宇山1730番地 1
塩澤 傳	北佐久郡立科町大字茂田井607番地
竹城 茂	北佐久郡立科町大字茂田井1627番地 9
中島 一 敬	北佐久郡立科町大字藤沢510番地

重任

氏名	住所
長坂 武 彦	北佐久郡立科町大字桐原656番地
矢島 武 之	北佐久郡立科町大字藤沢568番地 2
今井 秋 男	北佐久郡立科町大字芦田451番地
内藤 謙 一	北佐久郡立科町大字芦田2692番地 1
関 孝 廣	北佐久郡立科町大字山部851番地
塩澤 満喜夫	北佐久郡立科町大字宇山379番地 1

退任

氏名	住所
羽場 省二郎	北佐久郡立科町大字塩沢775番地
市川 正 則	北佐久郡立科町大字塩沢1438番地 1
山浦 長 喜	東御市下之城370番地
寺島 正 一	北佐久郡立科町大字芦田1255番地 1
寺島 育 夫	北佐久郡立科町大字芦田3729番地
今井 京 一	北佐久郡立科町大字芦田1154番地
柳沢 芳 保	北佐久郡立科町大字芦田444番地 1
塩澤 時 雄	北佐久郡立科町大字茂田井2250番地 3
橋詰 正 孝	北佐久郡立科町大字茂田井2244番地
永井 義 訓	北佐久郡立科町大字藤沢431番地

監事

新任

氏名	住所
市川 義 則	北佐久郡立科町大字塩沢1194番地 1
飯島 忍	北佐久郡立科町大字芦田2646番地
関 博 栄	北佐久郡立科町大字山部822番地
大澤 勇	佐久市茂田井2982番地 1

退任

氏名	住所
六川 利 一	北佐久郡立科町大字塩沢1169番地